

裁判員制度 ～映画やパンフレットでご案内します～

市民の皆さんに刑事裁判に参加していただく「裁判員制度」が平成21年5月までに始まります。裁判所では、裁判員制度に関心を持ち、理解していただくために映画やパンフレットなどさまざまな方法で情報を提供しています。

◎裁判員制度広報用映画「評議」

裁判員制度の評議の様を描いた約62分の映画です。

殺人未遂事件を題材に、裁判員に選ばれた人々が戸惑いながらも次第に打ち解けてお互いの意見を交わし、裁判官と一緒に、遂に判決に至るといった経緯で、裁判員裁判で重要な評議のシーンを中心とするドラマです。



◎裁判員制度広報用映画「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」



裁判員制度の選任手続きを中心に描いた約69分の映画です。

放火事件を題材に、どのようにして皆さんが裁判員に選ばれるのかについて、現段階におけるイメージを出来る限りお伝えする内容になっています。仕事の都合もあり、当初は参加に消極的だった主人公の心理不安や、裁判員となる上での日常生活上の障害と葛藤、それらを調整の上、徐々に積極的に参加していく姿が描かれています。

◎アニメ「ぼくらの裁判員物語」

中高生向けの約22分のアニメです。

高校生を主人公にして、裁判員制度をアニメーションで分かりやすく解説しています。



◎パンフレット「よくわかる！裁判員制度Q&A」

裁判員制度をイラスト入りで分かりやすく解説したパンフレットです。



■「評議」「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」 「ぼくらの裁判員物語」のDVDまたはビデオテープの貸し出しを希望される方は最寄の地方裁判所にお問い合わせください。また、裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>) で動画配信しています。

■「よくわかる！裁判員制度Q&A」の配布を希望される方は、最寄の地方裁判所にお問い合わせください。また、裁判員制度ウェブサイトにもPDFファイルを掲載していますのでご覧ください。

【問い合わせ】

津地方裁判所総務課 ☎059-226-4172



美しい日本をめざそう

私たちの心を荒廃させる不法投棄は許さない

不法投棄は重大な犯罪です

不法投棄は他人事ではすまされません。やっても、やらせても罪になります。

不法投棄を行うと、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方に処せられます。不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります。

【処罰の対象】

- ①投棄禁止違反
- ②投棄禁止違反未遂
- ③無許可営業
- ④無許可業者への委託
- ⑤措置命令違反

【問い合わせ】

本庁環境政策課
☎22-9637
本庁清掃事業課
☎20-1050



全国ごみ不法投棄監視ウィーク

【趣旨】

美しい日本を子どもたちに伝えるために、全国一斉に不法投棄対策の行動をすることによって、意識高揚を図り、不法投棄未然防止の市民運動を広げて行きます。

【実施期間】

6月24日(日)～30日(土)

【事業内容】

不法投棄監視パトロールの強化・不法投棄防止の街頭啓発などの広報活動



■可燃ごみ収集状況の推移 (指定ごみ袋制度導入による比較) 平成19年5月末現在 単位: kg

	前月までの累計	5月	累計
制度導入前(平成18年)	5,730,130	1,698,310	7,428,440
制度導入後(平成19年)	5,352,520	1,677,480	7,030,000
差引	△377,610	△20,830	△398,440
(増減率)	(△6.59%)	(△1.23%)	(△5.36%)

平成20年4月1日採用

伊賀市職員(看護師)を募集します

【募集人数】 10人程度

【免許など】 看護師(婦・士)免許を取得または平成20年3月までに取得見込みの人

【対象】 昭和43年4月2日以降生まれ

【受験資格】

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1)地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人
- ⑦成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む)
- ④禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ⑨伊賀市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人など
- (2)永住者または特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお外国籍の人は採用後、公権力の行使または公の意思形成への参画にたずさわらるる職につけません
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した人



【試験日時・会場】 ※作文および面接試験

日時 7月29日(日) 午前9時～

会場 伊賀市立上野総合市民病院

【提出書類】 職員採用試験申込書

【受付期間】 6月15日(金)から7月17日(火)まで(土・日曜日・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時

までの間に所定の申込用紙にご記入の上、下記へお申し込みください。

郵送による申し込みは必ず書留郵便とし、7月17日(火)までの消印のあるものが有効です。

【申し込み・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市総務部職員課 (☎22-9605) または
〒518-0823 伊賀市四十九町831番地
伊賀市立上野総合市民病院
事務部庶務課 (☎24-1111)

※申込用紙は市ホームページ (<http://www.city.iga.lg.jp/>) からダウンロードできます。なお、募集要綱や申込書を郵送で取り寄せたい場合は、80円切手と返信用封筒を同封の上、住所、氏名を明記し、郵送してください。

【その他】

- ①採用予定日は平成20年4月1日です。
- ②給与および勤務条件は伊賀市の条例・規則に定めるところによります。休日勤務、夜間勤務を伴う交代制勤務です。
- ③病院敷地内に託児施設があります。
- ④採用内定後、職務遂行に必要な健康状態にあるかどうかについての検査のため、医療機関などで検査した診断書の提出を求めます。

